

ホットライン提案に関する専門チームについて

平成 29 年 9 月 11 日
規制改革推進会議決定

1. 専門チームの設置

ホットライン提案に関し、本会議又はワーキング・グループ及び行政手続部会（以下「WG等」）で扱わない事項のうち、ホットライン対策チーム主査が重要と判断した事項を検討するため、適宜、専門チームを設置し、専門チームによる検討のための会合を開催する。

2. 構成

専門チームは、議題となる事項ごとに、委員及び議題となる事項に関連した知見を有する専門委員の中から、議長の了承を得て主査が指名する者が参加することとする。主査は2名以上の委員又は専門委員を指名する。

3. 運営

専門チームによる検討のための会合は、議題ごとに、互選により議事進行を担当する委員・専門委員を決定し、運営する。資料及び議事録の取扱いその他の運営については、ワーキング・グループに準ずるものとする。